２　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）

第六条の四　使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第八号）第十四条第一項第一号ロに規定する密封容器（以下この条において単に「密封容器」という。）であって、同項第三号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する使用済燃料貯蔵事業者は、当該密封容器に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該密封容器に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第七条　法第四十三条の九第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

［号を削る。］

三　申請に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

四　法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第三十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあっては、その理由を記載した書類

３　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

４　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第八条　法第四十三条の九第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の使用済燃料貯蔵施設を試験のために使用する場合

三　使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　使用済燃料貯蔵施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第七条　法第四十三条の九第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

三　工事工程表

［号を加える。］

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

［号を加える。］

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

２　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

３　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第八条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　使用済燃料の臨界防止、放射線の遮蔽、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料等の除熱に係る材料又は部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設その他の使用済燃料貯蔵設備の附属施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　使用済燃料貯蔵施設の性能に関する事項　使用済燃料を封入した容器を搬入して据付けたとき又は使用済燃料貯蔵施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。